

(仮称) 東村山市個人情報保護法施行条例の  
基本的な考え方

令和4年(2022年)9月

東村山市

## 「2. 新条例の基本的な考え方」について、ご意見を募集します。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から、東村山市を含むすべての地方公共団体に、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下、「改正個人情報保護法」）が適用されることとなります。

現行の地方公共団体の個人情報保護制度は、東村山市を含め各地方公共団体が定める「条例」に基づき運営しておりますが、改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以降は、全国共通ルールとしての「法律」に基づく運営へと移行します。

東村山市では、この移行に向け、東村山市個人情報の保護に関する条例（以下、「現行条例」）に替わる、改正個人情報保護法から委任された事項などを規定する「（仮称）東村山市個人情報保護法施行条例」の策定を進めております。条例の策定に際し、同条例の基本的な考え方をおまとめしましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

### 1. 制定の背景

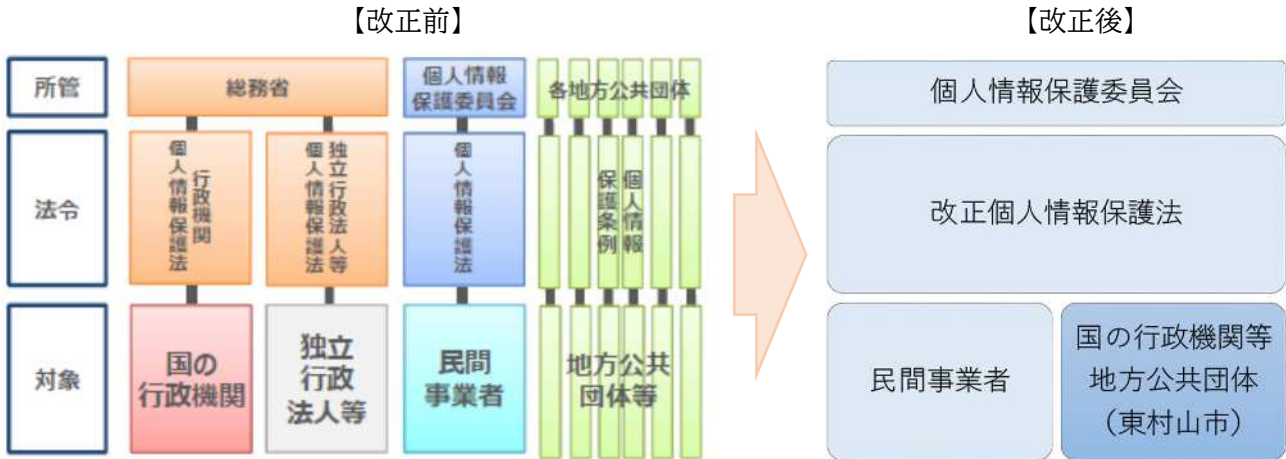
令和4年4月1日、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応し、別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡・不整合を是正することを通じて、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の一層の保護を図ることを目的に、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、全体の所管が個人情報保護委員会（内閣総理大臣の所轄に属する行政委員会）に一元化されました。令和5年4月1日からは、当市を含む地方公共団体の個人情報保護制度についても改正個人情報保護法による全国的な共通ルールに基づき運営することとなります。（図1）

「個人情報保護法に統合」「全国的な共通ルール」という言い回しから地方公共団体の個人情報保護制度が民間事業者の規定の適用を受けられると思われるかもしれませんが、改正個人情報保護法には民間部門の規律（第4章 個人情報取扱事業者等の義務等）と公的部門の規律（第5章 行政機関等の義務等）とが別に規定されており、当市を含む地方公共団体は、国の行政機関を対象としていた行政機関個人情報保護法を基礎とした規律の適用を受けることとなります。（図2）

また、当市を含む地方公共団体においては、改正個人情報保護法が定める範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を条例で定めることが認められています。このことから、当市では現行条例の水準を維持するため、（仮称）東村山市個人情報保護法施行条例（以下、「新条例」）に、次の「2. 新条例の基本的な考え方」に掲げる内容を定めます。

「2. 新条例の基本的な考え方」について、ご意見を募集します。

(図1) 個人情報の保護に関する法律 改正前後の所管・法令・対象の比較



(図2) 個人情報の保護に関する法律 改正前後の目次の比較

改正前	改正後
第1章 総則	第1章 総則
第2章 国及び地方公共団体の責務等	第2章 国及び地方公共団体の責務等
第3章 個人情報の保護に関する施策等	第3章 個人情報の保護に関する施策等
第4章 個人情報取扱事業者の義務等	第4章 個人情報取扱事業者等の義務等
	<b>第5章 行政機関等の義務等</b> 第1節 総則 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱 第3節 個人情報ファイル 第4節 開示、訂正および利用停止 第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等 第6節 雑則
第5章 個人情報保護委員会	第6章 個人情報保護委員会
第6章 雑則	第7章 雑則
第7章 罰則	第8章 罰則

【令和4年4月1日～】

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合。国の行政機関個人情報保護法を基礎に定められた規律が第5章として追加された。

【令和5年4月1日～】

追加された第5章の規定が当市を含む地方公共団体に直接適用される。

## 2. 新条例の基本的な考え方 ※ご意見をいただきたい部分

### ◆ 新条例に規定する主な内容

#### (1) 開示請求における費用

開示請求における手数料は、現行条例と同様に無料（写しの作成費用等は別途負担）とします。

#### (2) 開示等決定手続き（決定期間）

現行条例では個人情報の開示等の請求から決定までの期間を14日としていますが、改正個人情報保護法では30日と定められています。新条例では、請求者にとって不利益な変更とならないよう、14日以内に開示等の決定を行うことを努力義務として規定します。

#### (3) 審議会の設置

現行条例の「東村山市個人情報保護運営審議会」については、改正個人情報保護法第129条に規定する機関として、条例改正などの際に、専門的な知見に基づくご意見を聴取するため、継続して設置します。

#### (4) 個人情報ファイル簿に関する規定

「個人情報ファイル簿」とは、市が保有する個人情報ファイル<sup>※</sup>の名称、記録されている項目、利用目的、提供先など、個人情報ファイルの概要を示した帳票のことです。

改正個人情報保護法では、1,000名以上の個人情報ファイルを対象に「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられますが、新条例ではこれに加えて1,000名未満で一定規模の個人情報ファイルについても「個人情報ファイル簿」の作成・公表の対象とするための規定を設けます。

また、現行条例では、個人情報を取り扱う業務を開始、変更、廃止する際に「個人情報取扱業務届出書」を作成し、市が個人情報を取り扱う業務を把握できるよう「個人情報目録」として公表することとしています。これらについては、「個人情報ファイル簿」に、その役割が移行するため廃止することとします。

#### ※「個人情報ファイル」とは

事務の目的を達成するために個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物をいいます。換言するならば、「個人情報のデータベース」です。

#### (5) 運用状況の公表

現行条例と同様、個人情報保護制度の運用状況を公表します。（年1回）

## (6) 施行期日

令和5年4月1日（改正個人情報保護法の施行期日）

### ◆ 新条例に規定することが認められているが、当市では規定しない主な内容

#### (1) 行政機関等匿名加工情報の提案募集

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報のことです。改正個人情報保護法には、民間事業者から利用の提案があった場合に、審査の上、提供できる制度が定められていますが、データ加工の方法など保護に必要な措置について慎重な検討が必要なことから、令和5年4月からの導入は行わないこととします。

#### (2) 条例要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する、人種や信条、社会的身分などの記述等が含まれる個人情報のことです。

また、「条例要配慮個人情報」とは、地域の特性その他の事情に応じて、地方公共団体が条例で定めることができる要配慮個人情報のことです。

当市においては、地域の特性を鑑み法と異なる規定を設けるべき特段の事情が認められないことから「条例要配慮個人情報」については、新条例に規定しないこととします。

なお、要配慮個人情報か否かに関わらず、どのような個人情報であっても適切な安全管理措置を行ってまいります。

## 3. 今後の予定

ご意見を頂いた後、ご意見の概要とご意見に対する市の考え方を公表します。その後、頂いたご意見を参考に条例案の内容を決定し、東村山市議会令和4年12月定例会に議案を提出する予定です。

## 4. 添付資料

- ・現行条例 条文
- ・改正個人情報保護法 条文